

## 子どもの権利フォーラムに参加して



全国から集まった子どもたちの感想です。

いままでは、川崎市の子どもの意見などしか聞く事ができなかったけど、今回はちがう県の人（おとなの方）達と話し合う事ができて、大変よかったと思います。いい意見などを「川崎子ども夢共和国」にも取り入れていきたいと思いました。これからも、ほかの県の人達と話し合うきっかけがあれば、ぜひ参加していきたいと思います。

吉岡麻由美

自分の知らなかったことなどをいろいろ知ることができ、これからの勉強になると思います。ずっと、いつまでも続けて行ってほしいと思います。

小林智光

1日目は、交流をして、こんなにたくさんの友達ができると思っていなかったのととてもうれしかったです。

自分たちの先輩がつくった本がたくさん売れてよかったです。

平富風見

ハンガリーのジジ・トウトさんの話を聞き、普段僕達が「外人、外人」と言う事が、外国人の方々にとっていやな言い方だという事がはじめてわかりました。

小坂忠広

みんなイイ人ばかりで、話などもとてもよかったです。私が発言することに対しても、しんげんに聞いて下さってうれしかった。

大川原朋子

\*子どもが2人しかいなかったけれどとても発言しやすかった。

\*一人の話す時間が長くて他の人の話す時間がなくなってしまったのが残念だった。

\*教師や生徒、専業主婦などいろいろな立場の人が集まったので、いろいろな視点からの意見が聞くことができた。

大井 和

近江八幡市の報告は子どもだけではできない部分を、周りのおとなの人がうまくサポートしていて、子どもとおとながうまくコンビネーションをとっていることがよかったと思います。

午後は子どもおとな合同で話しをしました。午前より、みんな緊張がほぐれて意見が活発にできました。自分は最近、都会化されている部分が多いので発達することがいいことなのか、考えてもらいたいと思います。

後藤寿治

「障害」児と共に生きる人達が何人かいていろいろな話しを聞いて、私もなにかできる事があればと思います。

阿部枝里子

お久しぶりです。長野も少しずつですが、暖かくなってきました。ながしもしやすいです。あ、ながしというのは、私と智光くんともう一人でやっているんですが、駅前夜、歌をうたうことです。歌が大好きなので知らない人に聞いてもらうのはとても楽しいです。智光くんはギターです。

さて、フォーラムのことですが、フォーラムに参加したことは私たち二人にとって、とてもいい経験になりました。たくさんのいろいろな考えを持った人に出会えたり、日本の様々な地域の人々が、子どもの権利について考えていることを知りました。班で分かれて話し合った時は違う地域の高校生の話が出て、私が特に心に残っているのは恵ちゃんの三部制の学校で、二部はよくあるけど、三部というのはめずらしいなと思いました。聴くと全国には私たちの知らない形の学校がたくさんあると思いました。みんなやっぱり校則に不満を持っていることも分かりました。

とにかく、私たち2人にとっては飛行機に乗って、九州へ行ったこと自体、大きな勉強になったのに、フォーラムに参加して本当にたくさんの“発見”をしたし、たくさんの人との出会いもあって忘れられない2日間となりました。私たちが無事に2日間過ごせたのは、フォーラムの皆さんの親切のおかげだと思います。ありがとうございました。

さて、私たちヒューマンボイスの最近の活動は、9月初めに予定しているライブ、個展の準備です。「光りたい、自分の個性を見てもらいたい」という考えで日々がんばっています。自分の訴えたいことを、歌や絵、詩などの形でたくさんの人に見てもらいます。まだまだ形になっていませんが、必ず成功させたいと思っています。

最後にフォーラムは本当に行ってよかったと思うし、いい経験もしましたが、それをうまく文にすることができなくてごめんなさい。でも私たち2人が今までにない大きな感動と長野に帰ってからのボイスに大きな意欲を持ったのは確かです。いつかまた会いましょう！

平富風見・小松智光

## 参加者アンケートから

### フォーラムの感想

- \* オープニングの表現方法が良かった。布の柔らかさが志向の柔軟さにつながると思いました。
- \* こんなにたくさん子どもたちが様々な活動をしていることに驚いた。
- \* 今まで子ども抜きで集いや学習会が開かれていたので、子どもと同じレベルで話せたことは大変心が豊になりました。また、しっかり考えを持っているのに驚きました。素直さ感性の鋭さにも感心しました。ジェンダーの分科会も続けて下さい。
- \* 条約の九州バージョンはいい発想だと思ったが、いろいろな地方の言葉がごちゃ混ぜになっていてわかりづらいし、このごろあまり使われていない言葉もあって、子ども自身の言葉になっていないように聞えました。さらに、子どもたちが日頃話している方言での各地域版を作るといいと思います。
- \* 批准されたときには喜んでいただけ、内容も深く学習しないままでした。そしてそのあとの効果や運動についても頭の中から離れていましたので、全国や国際的な動きを生に学ぶことができたことが良かったと思います。特に「子どもの権利委員会」の勧告、総括所見の解説を聞くことが出来たのは良かったです。
- \* 川崎市の取り組みをうらやましく思いました。教育委員会のメンバーがどのような考えを持っているかで、行政の在り方が大きく変わってくると思います。今日のような会議には市・県の教育関係者も他の地域の情報を得るためにもぜひ出席すべきだと思います。
- \* 子ども、親、教師それぞれの立場から意見を聞いて良かったと思います。学校内でこのような3者でフォーラムが開ければもっといろいろな学校内の問題などの解決に少しは効果が出るのではないかと思います。
- \* 分科会で、僕は心臓病だけど、そのこととかあまり話す機会が今までなかったので、話をしたり聞いたり出来てよかった。
- \* 好き(興味・関心のある)なトピックを選択して参加できることは詳しく学べる点でも良かったです。私は「不登校に学ぶ」に参加したが、それを実際に体験した子どもたちの意見、またそういう子どもたちの保護者の意見・悩みなども聞いて充実していた。
- \* CAPおとなセミナーがとても分かりやすかった。おとなが変わること(加害者の権利も大切にすることを理解すること)の大切さを感じました。そしてこのセミナーが草の根で広がり、多くの人に浸透することの大切なのだと分かりました。
- \* 世界の子ども・日本の子どもの写真や話がいろいろあってよかった。
- \* ワークしたことで自分自身がわかった。それぞれのグループが状況を見てつなげてくれる人

がいて、1つの大きなグループになったところがよかった。

## フォーラム後の取り組み

### 《生活の中で》

- \* “「子どもの権利」のため”というのではなく、「もっと子ども一人ひとりを理解し、受け入れることができ、子どもが窮屈に感じないっていうのはどんなことか」という原点に戻ってみて、そこからこの権利条約について考えてみたい。
- \* 私は「男も女もそして誰もが主役！」の分科会に出席したが、自分の身近なところで男女の意識をお互いに確認しあえるような雰囲気を私から作っていきたいと思った。

### 《学校で》

- \* 校則を変えたい！と思ったらやっぱり、一緒に変えていく友達を作っていくことが、一番大事なことだろうと思った。
- \* もうちょっと勇気を出してみようと思った。

### 《職場で》

- \* 社会同和教育を担当していますので、機会ある度に「子どもの権利条約」について触れたいと思います。所属する行政はあまり期待できませんので、自分の権限の中でのとりくみで小さいかもしれませんがやっていきたいと思います。
- \* この集会のことや、資料を同和の同僚や担当者などに広めて行きます。

### 《サークルで》

- \* 育児サークル、自分の育児などの場で考える材料にしたい
- \* 子ども劇場の中で学習会を3回準備しています。できるだけ今いる地域の中で実現できるように伝え、また自分たちのものにしていきたいです。
- \* 苛立ち、悲しみ、不満を吐き出す場所づくり。夢を与える子ども応援団、劇団、クラブ活動などのサポートをして行く。
- \* 子どもだからと無意識に考えて、押し付けてしまうが多かったのではないかと反省しています。子どもは子どもなりの考えだけれどもその子の判断で、行動しようとしていることは保証してあげようと思いました。
- \* アジア太平洋子ども会議に関わったことがあります。子どもの権利条約フォーラムとともに良くなっていってくれればと思います。これだけの仲間がいたことを知って驚きです。何の取り柄もありませんが、ぜひお手伝いさせて下さい。寂しい子どもをなくすため、子どもが表現できるために何でもやらせていただきます。

### 《地域で》

- \* 地域でこんなフォーラムが開けたらと思います。
- \* 家庭相談員として日々疑問ばかりです。子どもの権利実現のために何かしたくても社会の重圧で私自身つぶされそうです。
- \* 「子どもの権利条約」を広げる上で、PTA、子ども会、子ども会育成会へのアプローチが大事だと思います。
- \* 大学の中に広めようと思う。教育大なので、けっこう関心持ってくれそうです。大宰府の知っている人が来ていたので、その人たちと協力して青少年育成や人権まつりとかで太宰府の中にも活動を広めたい。小さい子からおとなまで、人の和を作って大きく大きくしていきたいと思う。
- \* 児童センター建設にあたり子どもの意見や母親の意見が反映されるような活動をしたい。

### 《市民活動》

- \* 子ども法、子ども条例、子ども都市宣言をめざす活動を市民レベルで広げたい。キーワードは「オンブズパーソン」と「子ども参画社会」だろう。
- \* 「まちづくりと子どもの参加」分科会のように、子どもが自分の思っていることを言うという機会が普段あまりないので、まちづくりをテーマにいっしょに語り合うことをしてみたいです。
- \* “子どもの権利条約”ですので、“子ども”が主役です。すすめる方法が良いと思う。おとなはその子どもたちの活動でつきあたる壁をどう取り除く活動をしてやれるかと考えています。
- \* まず行政、議員さんらに働きかけてみようと思います。今日みたいな場に出てきてもらうと良かったですね。議員さんに学習してもらうのがなかなか大変ではないかと……。

## 本フォーラム実行委員会にもとめること

### 《子どもたちを主役に》

- \* もっともっと子どもを集めて下さい（実行委員にも）
- \* おとなのかたにはもう少し遠慮していただきたいです。
- \* 子どもの意見を聞く場をもっと広げた方が良かった。
- \* 全体会のときに子どもたちから出たことを勉強、反省材料として、おとなも子どもも成長するフォーラムであるように。

### 《活動の継続》

- \* 全国各地にこのような集まりができ、全国のなるだけ広い地域に広げていくことは重要だと思いますので、福岡地区での活動を何らかの形でぜひ継続させ、隣接の地区などへ広げて行ければ良いと思います。
- \* 毎年よい刺激としてフォーラムを楽しみにしています。必ず来年も参加したいのでお願いします。

す。「継続は力なり」だと思っています。

- \* 具体的に動き出せるところまでがんばって欲しいですね。県や各市町村に条例の制定を求めて学習会や署名活動を進めていけたらいいですね。
- \* 学校で出張フォーラムなどができれば大変効果的ではないかと思います。
- \* イベントに終わらないように日常の交流や子ども主体、おとなの自己満足にならないようにお互いに頑張りましょう。

#### 《地域・ネットワーク》

- \* いろいろな活動をしている人たちを結ぶということはとても大事だと思います。これからもこんな集まりをどんどんして下さい。他の分科会の様子も知りたいです。
- \* ネットワークを大切に（子どもネットワークみたいなものができるといいなと思います。
- \* こういう会の情報をもっと知りたいと思うので、連絡先などを資料にして下さい。
- \* 九州は権利意識が広がりにくい土壌であると思います。九州での開催をよろしく。

#### 《反省点や提案》

- \* 全国的な認知をもっと上げる努力をするべきだと思います。
- \* もう少し連絡を徹底してほしい。予定変更がわからなかったり、今後どうするのか不明なところが多かった。
- \* みんなが責任を持って体制を作る実行委員会にして下さい。
- \* 今回の分科会の報告書がまとめられたらと思います。記録、VTRなどのダビング、貸し出しができればと思います。
- \* 分科会ではおとなと子どもの交流が難しいためもっと大きなスペース（例えば、1つの部屋を開放するなど）長時間交流する場所が必要ではないか。



## メイキング「子どもの権利条約フォーラム 98 in 福岡」

樋 口 けい子

98年11月14日、15日福岡で開催されたフォーラムは、のべ900人以上の参加で盛会に終わることができました。

東京、大阪、神奈川と、都合5回開催されてきたフォーラムは、全国から参加者を迎え、子どもの権利条約にかかわる様々な団体と個人のネットワークを作ってきています。初めて大都市圏から地方へ開催地を移すという全く予想のつかない中で準備をすすめてきた実行委員会のメンバーにとっては、たくさんの方と出会えてたいへんうれしい成果だったと思います。

ここでは、子どもの権利条約のネットワークづくりから始まった実行委員会や、今回のフォーラムができるまでについて報告します。

### 子どもの権利と福岡

6月に「国際子ども権利センター」と「子どもの権利条約ネットワーク」の呼びかけで準備会が開かれました。フォーラム代表の喜多明人さんの説明をうけて、福岡でも権利条約を広げて行くチャンスでもあるので、福岡での開催を実現しようと実行委員会のメンバーを呼びかけていくことになりました。

今まで福岡は子どもの権利に関してマイナスのイメージで全国のマスコミに登場してきています。体罰、「自死」、学校の校則問題、子どもの薬物使用等々。これらは、子どもの人権にあまり敏感ではないという地域の課題を示しているのではないのでしょうか。しかし一方で、「子どもの権利条約の批准を進める会」が結成され、九州各地で批准の会が運動を進めてきた経過や、1996年には福岡県「子ども会議」ができ、九州のネットワークに広がりつつあったことが開催の契機になったといえます。

### 実行委員会の発足

6月の準備会では、集会のテーマ、実行委員会の呼びかけ、事務局づくりなどが話し合われました。

7月20日の第1回目の実行委員会では活動の要となる事務局が問題でしたが、九州大学社会教育研究室で引き受けていただくことになり、11月に向けて活動がスタートしました。

実行委員会は、開催までに8回開きましたが、毎回実行委員会のメンバーが増えて行くような会にしようとそれぞれが声をかけることにしました。また、実行委員が会に参加して、子どもにかかわる問題や権利条約の学習ができるようになりました。いじめ・体罰、不登校、少年法の問題、

CAP プログラム、国際理解・多文化理解教育、ジェンダーの問題、権利条約の現状やジュネーブ会議についてなどそれぞれの分野で活動して来た実行委員が問題提起を担当して学習し、少しずつ共通理解がすすんでいきました。

回を重ねる毎に実行委員会のメンバーは増えていき、ネットワークが少しずつ広がりはじめました。

### フォーラムを支えてくれた人々

9月からは、企画内容と担当、自治体への後援のお願い、賛同団体の募集など仕事もおおわらわでした。企画内容については、今回のフォーラムでこんなことをしたいと夢(?)をだしあって、実行委員の気持ちが上がります。今回のフォーラムは子どもとおとなのパートナーシップ、自治体との建設的対話、地域での条約普及を目指した交流をめざすというものでした。そのためには、今までよりもっと子どもたちが主体的に参加できるものにし、企画から多くの子どもがかかわって自分たちのフォーラムを作るようしたいと考えました。全体会のイベント、進行、未来ネットワークを全面的に子ども会議の人達が担当し、さらに分科会でも子どもたちの問題提起をできるだけ保証して行くように申し合わせました。また、「子どもに分かる言葉はどんなおとなにも分かりやすいのではないか」などの発言もみられるようになり、おとなと子どもの垣根を低くしていく方法も話し合いました。

また、全国から集まる子どもたちの旅費を補償する取り組みもすすめられました。『子ども権利センター』では参加のための「奨学金」を集め『ネットワーク』では独自のカンパ活動が行われ、福岡県「子ども会議」では、100人の会員に旅費を支出してくれました。しかし、のべ300人に及ぶ子どもの交通費を補助するのはとても大変で、賛同者や団体にカンパをしてもらったり、会場でカンパを募ったりしてようやく賄うことができました。移動の自由や集会参加の自由が保証されない子どもたちの権利がたくさんの協力で守られたような気がします。

第二に行政との関係では、福岡県、福岡県教育委員会をはじめ近隣の14の自治体から後援をもらうことができました。また、福岡県人権啓発センターは会場をふくめて全面的に協力していただきました。問題提起に川西市・川崎市・近江八幡市の行政担当者が自治体としての取り組みを提起してくれたり、地元の大野城市からは子ども参加の町づくりについての報告があったりして全国的に行政のとりくみがすすんでいることが感じられました。

第三に広範な人の交流のためには、多くの人に参加してもらいたいと考え、マスコミへの働きかけには力をいれました。記者レクチャーだけでなく、ポイントになる取り組みの前には資料ファックスを流し、取材の依頼をしました。ミニコミ誌にもいくつか取り上げてもらいました。新聞6回、ミニコミ誌3回、ラジオ2回の登場で、反響がかなりあったといえます。

これらの、活動は、64団体200人の賛同者の支援によるものでした。本当に多くの人に支えられた活動でした。

## 福岡での課題は

どんな内容のフォーラムにするのかについては、当然前回までの論議をふまえて今日的な課題・地域的な課題をどう盛り込むかが課題です。98年は、おりしもジュネーブ会議で日本政府から出されたレポートに対して国連人権委員会が勧告を出した年です。このことは、地域にはほとんど知られていない状況がありました。実行委員も一からの勉強でしたので、プレフォーラムもこのテーマを取り上げました。地域からの権利実現に向けては、もっともっと広報が必要だと思いました。今までは、国の政策や、教育の問題として、家庭の問題として語られることの多かった子どもの権利の問題が、地方自治体の具体的な課題なのだということがこのフォーラム開催によって知ることができたと思います。地元としてもう一つこだわったのは、マイノリティーの問題を取り上げることです。多文化、障害児、ジェンダーの問題が分科会として討論できたのは成果だったと思います。

このフォーラムが福岡でのゆるやかなネットワークに広がるのが、これから開催の課題として残されています。



## 活かそう私たちの「子どもの権利条約」

— 九州バージョン作りを通して —

下川京子

98年11月14日こどもの権利条約の幕開けは、子どもの権利条約を九州弁で訳した九州バージョンと子どもたちによる「子どもは人間です」の元気なパフォーマンスで始まりました。

子どもの権利条約の政府訳を最初に見た時、子どもたちは「こんなに難しくってほんとに子どものためにあるのかな」という印象をもちました。そこで文章ごとのキーワードを抜き出し、身近な言葉におきかえていきました。「世界中の誰だっちゃん、ばさらか大事か人ばい」「おいたちが子どもやろうが一人の人間として認めてくれんね」「どぎゃん人でん大事大事にするこつで、我がたちの社会や生活をようしていこうち決めたったい」だんだんと形になっていきました。第12条の意見表明権を「子どもばってん、自分の意見ば国にいうことだっちゃんできるとよ」と訳した時、「でも、先生や親に言っても無駄だろうし」と思い、「こげんか、決まりがちゃんとあるとに、日本では誰に言うたらよかと」と付け加えました。また、「家庭」を訳する時、「家族のない人もいるよ」という意見が出て、親でなくても自分たちを受け止めてくれる場所という意味で「のびのびできる場所」と訳しました。なにより、政府訳の文章がおとなにもわからないくらい難しい言葉で、とても子どもには理解できないものであり、問題であることなどいくつも考えさせられることができました。しかし、訳をしていく過程で条約の内容や意味がより身近になり、愛着がわいてきて「やっぱり、私たちがもっともっと、学習してたくさんの人たちに知ってもらわないと、私たちの権利を守ってもらうことができないんじゃないかな」という感想を子どもたちはもちました。多くの人たちに知ってもらいたいということで、福岡市内でチラシ配りをしながら、子どもたちはそれぞれの思いをマイクを通して訴えていきました。

「子どもが参加するのに、おとなばかりの考えで、分科会の運営がされていて、これでは限界があります」「子どもの権利を話し合うはずなのに、子どもの視点が少なかった。司会者がおとなばかりだったり、ジロツとみられたりして子どもに意見が言わせない雰囲気がある」との不満が子どもたちから上がりました。たくさん子どもたちの参加に満足していたおとなたちに子どもたちから問題が指摘されました。それは、「子どもの権利条約」の実現というフォーラムの趣旨にかかわる大切な指摘でした。子どもとおとなのパートナーシップといいながら、分科会への子どもの参加について、配慮が足りなかったのです。子どもがお客さんではなく、おとなとともに学んでいくための、第一歩を教えてもらうと同時に、自分たちの意見をきちんとまとめて、指摘できる力を子どもたちが身につけてきていることを実感しました。この三年間の活動が子どもたちを意見表明権の主体者として成長させ、また、実際の生活の中で、生かしていく力につながっています。

## 子どもの権利条約・前文

### (子どもの権利条約フォーラム・九州バージョン)

どこの誰でん、人に好かん思いばさせたらでけん。そんなこつが、自由で、そらごつのなか、平和な世界ば作るったい。

世界中の誰だっちゃ、ばさらか大事か人ばい。そしてどぎゃん人でん、大事大事にするこつで、我がたちの社会や生活ば、ようしていこうち決めたったい。

差別はどぎゃんこつあったって許さん。そんなこつば世界中の人と決めたったい。

うちらが(おいたちが)のびのび生きていく為には、たまにゃおとなの助けや力ば貸してもらわないかん。

いろんな家族があるばってん、うちらが(おいたちが)のびのび暮らす為には、家族にも助けが要るたい。

おいたちが(うちらが)のびのびと育っていくにはのびのびできる場が欲しか。

おいたちが(うちらが)子どもやろうが、一人の人間として認めてくれんね。そんなおいたちは(うちらは)大事にされて生きていきたくかね。育っていきたくか。

こんこつは、どこん国の子どもってん安心して生きていけるこつ、みんなが決めた約束ばい。

## 子どもの権利条約・前文 (政府訳)

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明しおよび合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるような必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため、十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーブ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的小よび政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に係る専門機関及び国際機関の規定及び関係文章において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的、及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京原則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規程を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別な配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

◇◇◇

◇◇◇

◇◇◇

#### ○1 番目の約束

こんきまりでは18才にならんみんなを「子ども」っち言うったい。

#### ○2 番目の約束

子どもは自分や親の生まれ、はだの色、男女の区別、ことば、信じる神様、考え方、お金、体のこと、生まれとかでは差別されんばい。

国は、子どもみんなに同じに、権利がもらえるごつがんばらないかんたい。

#### ○3 番目の約束

うちのことをするときは、うちらにとってえーらい役にたつように考えにやいかん。

国は、親といっしょにうちの幸せんために、げーらいがんばらないかん。

国は、うちの幸せんために、施設ばちゃんをつくってから働かないかんばい。

#### ○4 番目の約束

国は、この約束が決めたうちの権利ば守るごつ、小さな約束ば決めてしっかりがんばってもらわないかん。

自分の国の力だけでできん時は、他の国といっしょになってがんばらないかんばい。

○5番目の約束

国は、うちらが幸せに暮らせるごつ、うちの回りの人たちが教えたり、助けたりするごつば一番に考えないかんばい。

○6番目の約束

うちらみんなは、だれかに「めしつかい」んごつされて生きたりせんでよかとばい。  
国は、うちらみんなが人間らしゅう、でっかく長生きできるごつ、ぎゃばしっかりがんばらないかんばい。

○7番目の約束

うちらには、生まれた時から、名前や国籍を知っちゃかないかん。それと、自分の親はどんな人なのか、親に育ててもらえる権利もあるとばい。  
国は、国籍をもっちゃらん子どもがおらんごつ決まりをつくって、他の国といっしょにぜったい国籍を持っちゃようようにせないかんと。

○8番目の約束

うちら子どもは、国籍やら名前やら、それと、家族との関係を大事にされると。  
国は、うちの国籍やら名前やら、それと家族の関係やらがのうなってしまった時、すぐにもとどおりにせないかんごつなっちょると。

○9番目の約束

うちらは、親といっしょに暮らせる権利を持っちゃーばい。ばってん、親といっしょに暮らしよって幸せじゃない時は、親といっしょに暮らさんでいいと。  
うちらが親と暮らさんようになる時は、決められちょう手続きをせないかん。  
親と暮らさんようになってっちゃ、うちらは親と会える権利を持っちゃようとばい。  
うちらや親が悪かごつをやらかして罰やらをうけて、親とはなれちょう時は、国は、うちらがいやな思いをせんなら、親や子どもがどげん暮らしばしようとかを教えないかん。

○10番目の約束

親子が別々ん国で暮らしよったら、親子が会えるごつ、ちゃんと国は考えて会えるごつしちゃんならん。  
親子が別々ん国で暮らしよったら、子どもは親と時々会えるごつなっちょと。親子が会うために今住んじょう国を出たりした時は、ちゃんとその国に帰れるごつなっちょとばい。

○11番目の約束

自分の住んどる国から、他の国とかに連れていかれんごとする権利

子どもやけんて勝手にどっかの国に連れていかれちゃいかんと、自分の国に帰りたか時は帰っていいと。

だけん、国と国は力を合わせて、そげんかいやな目にあう子どもが出らんようにせんといかんと。

○12番目の約束

意見は言うてもよか権利

子どもばってんちゃんと自分で考えよるけん、その意見ばみんなに言うてよかと。

子どもばってん、自分の意見ば国に言うことだっちゃできるとよ。こげんか決まりがちゃんとあるとに、日本はだれに言うたらよかと。

○13番目の約束

自分の考えを頭とか体とか、いろんなもんば使って表すことや、知りたいことを知ったり出したりする自由。

しゃべったり、写したり、書いたり、描いたり、踊ったり、楽器ばならしたり、どげんか方法ででんちゃ表してよかと。

ばってん、そげんすることで、他の人にいやな思いさせたり傷つけたりするやり方はやめとこ。

○14番目の約束

宗教も考えることも、正しいと思うこともみんな自分で決められるとやん。

宗教ば、自由に決めてもよか。どんかこつば考えてもよか。なんば正しいち考えてもよか。みんな自由たい。

こんか風に自由にできるごと国は、親が子どもばいろいろ助けることば、大事にするたい。

ばってん、そげんすることで、他の人にいやな思いさせたり、傷つけたりするやり方は、やっぱやめとこ。

○15番目の約束

グループばつくったり、仲間と集まって会をしてもよか自由。

子どもだっちゃ自分たちで、子どもの集まりばつくったり、話し合いとかばやったりしてよか権利があると。

こん権利は、自由にやってよかばってん、みーんなぜたい、生きるための権利とか自由ばじゃましちゃいかんと。

### ○16番目の約束

ひみつば守ってもらえる権利

子どもん家族やら、家やら、電話のことやらひみつは守らにゃいかんて。それで、友達とかとの関係も悪くしちやいかんと。

この権利は、国の決まりで守られるとばい。

### ○17番目の約束

知りたかこつがいつでも知れること

子どもだっちゃ幸せに、自分ば大切にしておとなにならるごと、社会のこととか、困った時にどげん支えてもらえとか、知ったりとか、自分の心と体を大事にするとに役に立つ（知りたかこと）ば、いつでも、どこでも知らせてもらえとよ。

子どもに、大事か「知りたかこと」「知った方が便利かこと」ば、テレビ・ラジオ・新聞とかが知らせんといかん。子どもが不安になったり、おとなが勝手に思いこんでいるこば流しちやいかんとよ。

子どもに役に立つごと「知りたかこと」「知った方が便利かこと」や、プリントとか本ば作って、子どもが分かりやすかごとして、他のいろいろな国とだっちゃ仲ようせんといかんとばい。少ない数の人たち・人ちがう文化ば持っとらす人たちの子どもは、がっば、大事にしとかなね。子どもば大事にせんでよか、と思わせるごたるすらごつとか思いこみば広めちやいかんとよ。

### ○18番目の約束

親は、責任を持って子どもば育てやん。

お母さんも、お父さんも、子どもば育てる責任があると。子どもば育てる時はっさい、子どもが「ばっさる幸せ」て思えるごといつも考えやんとよ。

だけん、国は親が安心して子どもば育てられるごとせやんとよ。

そしてっさい、国は、働いている親ば持つ子どもが、親が育てとるごた風に大事に育てられる場所やら、育てる人ば用意して育てんといかんと。

### ○19番目の約束

権力ばまちがった使い方したり、ほったらかししたりするごたおとなたちから、子どもば守ること。

国は、子どもば育てる人が、権利の使い方がまちがとることとか、ほったらかしとか、自分勝手かことから子どもば守らんといかんとよ。

国は、子どもがいやな思いやえすか思いばせんように、ちゃんとしらべたり守り通せるごたる法律ばつくらんといかんと。

○20番目の約束

家庭を取られてしまった子どもを育てやん。

国は、親やら家族とかがおらん子どもやら子どもにとって悪かごたる家族がおる子どもを助けにやいかんと。

国は、こげんか子どもを親ん代わりに育てにやいかんと。

国は、こげん子どもを育てる時、その子どもが育ってきた民族、宗教、文化、ことば、考え方やらもぜ一んぶ大事にせにやいかんと。

○21番目の約束

子どもがちがう人の子どもになる時は、その子どもが一番よかち思う形にならないけん。

○22番目の約束

国は、外国から逃れてきた子どもを助けないかん。

○23番目の約束

この約束ばした国は、障害ば持つとる子どもたちこそ、一人の人間として尊敬され、自分の力で生きていけるようにせないかん。

○24番目の約束

子どもは元気が一番ばい。子どもが病気になったちゃ、お金がなかったっちゃ、お医者さんにみてもらうことができるよ。

○25番目の約束

子どもが体や心の病気になったら、その病院のやり方が自分におうとるかどうかしらべてもらわるとよ。

○26番目の約束

国は、子どもがふとなるためにしっかり助けないかん。

○27番目の約束

国は、子どもが必要な食べ物や洋服や住む家ば用意せないかん。

○28番目の約束

国は、勉強できん子どもが世界中に一人もおらんごとなるごつ、知識ば身につけられるようにせやん。

○29番目の約束

国どうしの集まりで一人ひとりが認めあえる世界ばつくらにゃ。

○30番目の約束

子どもは誰でん、子どもたちばかりかこむ集まりの文化ば守って、それば大切にすっこつができる。

○31番目の約束

子どもは、自由な時間ばもって、遊んだりリクレーションばしたり芸術ば楽しんだりできたい。そのため、国は、いろんなことをせんといかんたい。

○32番目の約束

子どもは、安か金で働かされたり体や心ばおびやかす仕事をさせられたりは、ぜったいできん。そのため、国は、これが守られる法律をつくらんといかんし、守らせんといかんばい。

○33番目の約束

国は、シンナーやら麻薬やらば作ったり、売ったり、使うたりすることに子どもが利用されんようにせんといかんと。

○34番目の約束

国は、他の国と協力して子どもが暴力ばうけたり、金もうけに使われたりせんようにせんといかん。

○35番目の約束

国は、他の国と協力して、子どもが売り買いされんようにせんといかん。

○36番目の約束

子どもが不幸にならんように、国は、どげなことでもせんといかんたい。

○37番目の約束

子どもにひどかことばしたり、子どもの命や自由をうばったりすることはできん。そのため、国は、いろんな努力をするったい。たとえ、子どもを逮捕せんといかん時も、できっかぎり子どもがはよ幸せになるごと国はせんといかん。

○38番目の約束

ぜったい国は、子どもを戦争にかんけいさせちゃならん。

○39番目の約束

この決まりに書いてあることが守られんで、傷ついた子どもがおったら、国は、子どもが健康でみんなとくらせるようにせんといかん。

○40番目の約束

罪がみとめられん間は、罪がないに決まっとる。罪がはっきりした時は、子どもが立ち直り、幸せなるごと、国は、いろんなことせんといかんたい。

○41番目の約束

子どもの権利が実現できるごつ、国は、法律や他の国との約束を守らんといかんたい。

福岡県「子ども会議」場  
**子どもの人権宣言**

Ko  
do  
mo

皆さんお待たせしました。  
この人権宣言をつくるのに2年ほど費やしました。  
作業が遅くなったこともありますが、  
それだけの時間をかけた価値が死守に  
勝るのだと信じています。  
この宣言は、子どもの苦しみがつまっています。  
ぜひ考え、多くの人に広めてください。  
人権宣言はこれで終わりではありません・・・  
これからなのです・・・

福岡県「子ども会議」  
代表委員会

